

弁理士試験・研修制度についての意見

平成 18 年 7 月 31 日

委員 谷 義 一

委員 神 原 貞 昭

(日本弁理士会)

1. 平成 12 年の弁理士法改正において、弁理士の十分な量的拡大を可能とすることを目的とした弁理士試験制度の抜本的な改革がなされた。具体的には、受験者の試験負担を軽減すべく、試験構造の簡素化・合理化（予備試験の廃止、論文式筆記試験科目の低減等）を図ることとされ、また、専門知識を有するとされる者に対する試験免除が導入された。

それにより、平成 14 年度以降の弁理士試験は、平成 13 年度以前の弁理士試験に比して、所謂合格し易いものとされ、その結果、平成 14 年度以降にあっては、弁理士試験合格者の数が大幅に増加している。

(参考資料 4—1)

2. このような平成 12 年の弁理士法改正による弁理士試験制度の改革にあたっては、弁理士の大幅増員が質的低下を招くことについての懸念があった。例えば、平成 11 年 12 月 22 日付けの工業所有権審議会による「弁理士法の改正等に関する答申」における工業所有権審議会法制部会知的財産専門サービス小委員会報告書には、「弁理士の大幅増員が質的低下を招かないように義務化を含めた研修機能の強化を行うべきであるとの意見もあるが、弁理士会の自主研修の強化、前述の開放的な研修ネットワークの整備等弁理士の自己研鑽努力をサポートしうる環境整備を行った上で、今後、ユーザーニーズ、試験制度改革の影響等を十分踏まえて検討していくべきである。」と記述されている。（参考資料 4—2）

3. これよりして、平成 12 年の弁理士法改正による改革がなされた現行の弁理士試験制度は、弁理士の量的拡大を図ることを目的として制定されたものであって、懸念された弁理士の質的低下に対する対策を事後の検討に委ねたものであると言える。

4．日本弁理士会は、現行の弁理士試験制度のもとでの弁理士試験合格者を受け入れるにあたり、それまでにも行ってきた弁理士試験合格者及び弁理士が任意で参加できる研修をより一層充実させて、自主研修の強化を図ってきている。例えば、受講者の増大に鑑みたe－ラーニングシステムの導入をはじめ、様々な手法をもって、弁理士の自己研鑽努力をサポートしうる環境整備を行ってきているのである。（参考資料4－3）

5．このようなもとで、平成12年の弁理士法改正による弁理士試験制度の改革以降、弁理士業務についての実務能力に欠ける弁理士が増加してきているという問題が指摘されている。そして、この問題は、最近において関係者を対象として行われたアンケートの結果にも現れている。

斯かる問題の一因は、近年、毎年の弁理士試験合格者の約30パーセントが、実務経験が無いあるいは乏しい者となっているが、弁理士試験合格者の増加に伴って実務経験が無いあるいは乏しい者の数が増加し、その数が蓄積されていっていることであると考えられる。このことは、弁理士の大幅増員が質的低下を招くという弊害を生じてきている現れである。（参考資料4－4）

6．弁理士業務についての実務能力に欠ける弁理士が増加してきているという問題は、前述のように日本弁理士会が弁理士の自己研鑽努力をサポートしうる環境整備を行ってきているもとで生じているのである。このことは、日本弁理士会が行う弁理士に対する研修が、弁理士にとって任意のものであること、即ち、たとえ、弁理士業務についての実務能力に欠ける弁理士であっても、全部または一部を受講しないという選択肢をとることができるものであることが要因の一つであると考えられる。

（参考資料4－5）

7．弁理士業務についての実務能力に欠ける弁理士が増加の一途を辿るということになれば、弁理士による専門サービスを適正に提供するという弁理士制度の機能が十分に果たされないことになってしまう。それゆえ、上述の状況のもとにあっては、弁理士業務についての実務能力に欠ける弁理士の増加を阻止すべく、毎年の弁理士試験合格者に少なくとも必要

最小限の実務能力を具えさせ、それとともに既弁理士登録者の実務能力を増進させる、弁理士の質の向上を図るための新たな施策が必要である。

- 8．弁理士の質の向上に関しては、既に、知的財産戦略本部による2003年7月8日付けの「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」において、「弁護士・弁理士の大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強く国際競争力のある弁護士・弁理士を充実する」ため、「弁理士試験の在り方及び弁理士の試験合格者の実務能力を担保する方策等について、知的財産専門職大学院等との関係を踏まえて、2003年度以降検討を行い、弁理士の量的・質的拡大を図る。(文部科学省、経済産業省)」と謳われている。

そして、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」に続く2004年5月27日付けの「知的財産推進計画2004」及び2005年6月10日付けの「知的財産推進計画2005」の夫々においても弁理士の量的・質的拡大についての上述と同様の事柄が謳われている。

さらに、2006年6月8日付けの「知的財産推進計画2006」においては、「弁理士の大幅な増員や資質の向上を図る」べく、「政府は、…弁理士法附則第13条の規定に基づき、2006年度中に弁理士制度について検討を行い、必要に応じ弁理士法の改正法案を提出する。(経済産業省)」と謳われ、それに加えて、「弁理士の資質の向上を図るため、基礎的な新人弁理士の研修や知財に関する国際制度・実例による研修など幅広い観点からの弁理士研修の充実のほか、弁理士試験合格者の実務能力を担保する方策、いわゆる付記弁理士のための研修等について、2006年度も引き続き、日本弁理士会の取組を促すとともに、大学(法科大学院、知財専門職大学院)、工業所有権情報・研修館等を活用する。(文部科学省、経済産業省)」と謳われている。(参考資料4—6)

- 9．このように、弁理士の増員と質の向上とは、我が国の知的財産分野における国策の一環として求められていることとなっている。このうち、弁理士の増員については、平成12年の弁理士法改正による弁理士試験制度の改革により既に図られていて、現在進行中である。しかしながら、弁理士の質の向上については、前述の日本弁理士会が行ってきている弁

理士の自己研鑽努力をサポートしうる環境整備のみが見られ、制度的な施策は何等図られていない。

10．以上よりして、今や、毎年の弁理士試験合格者に少なくとも必要最小限の実務能力を具えさせ、それとともに既弁理士登録者の実務能力を増進させて、弁理士の質の向上を図るべきことは、喫緊の課題である。

11．この課題への対処方策は幾通りか想定されるところであるが、それらのうちで最も実効がありかつ効率的であると考えられる方策は、弁理士試験合格者に対する登録前実務義務研修（「登録前実務義務研修」）と既登録弁理士に対する定期的義務研修（「定期的義務研修」）とを、一定の条件のもとでの免除を伴う法定研修として定める制度を導入することであると考えられる。これらの研修は、いずれも法定の義務研修であるので、免除に該当する場合以外、全部または一部を受講しないという選択肢をとることはできない。（参考資料4—7）

12．上述の「登録前実務義務研修」に関しては、いわゆる参入障壁となるので規制緩和の観点から認めるべきではないとする論が想定される。しかしながら、「登録前実務義務研修」は、いわゆる参入障壁には当たらない。何故なら、「登録前実務義務研修」は、弁理士試験を通過した者の数をさらに制限するというものではなく、弁理士試験を通過した者のうちの実務経験が無いあるいは乏しい者に、少なくとも必要最小限の実務能力を具えさせるためのものだからである。弁理士試験を通過した者は、免除者に該当する場合は「登録前実務義務研修」の全部または一部を修了することなく、また、免除者に該当しない場合は自らの意思で「登録前実務義務研修」を修了することにより、弁理士登録を受けることができることが保証されているのである。

13．それでも尚、弁理士試験を通過した者であって免除者に該当しない者が、「登録前実務義務研修」を修了しない場合には弁理士登録を受けることができない、ということが、参入障壁であるという論も想定される。しかしながら、仮に、斯かる論を許すとしても、当該参入障壁と称され

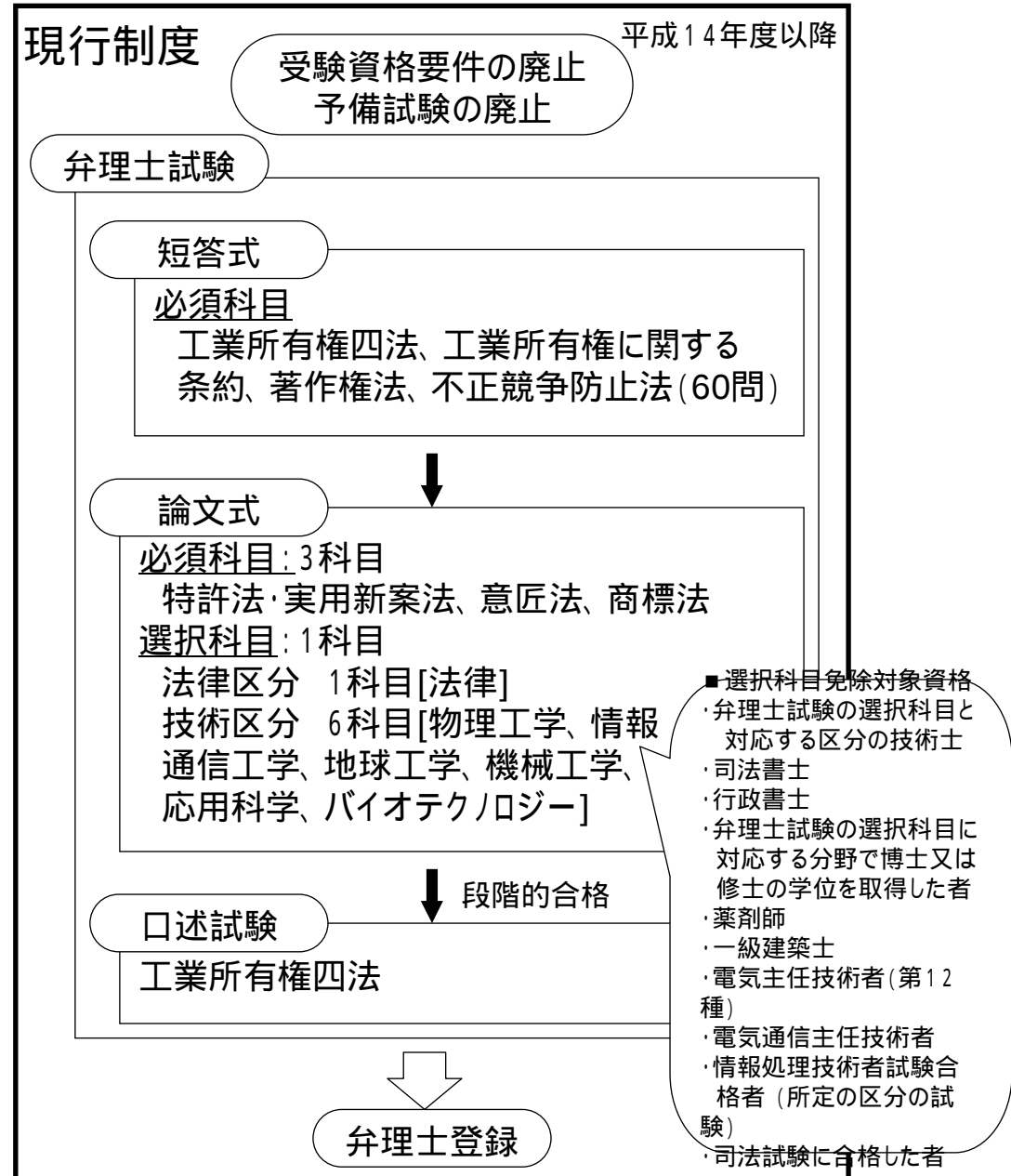
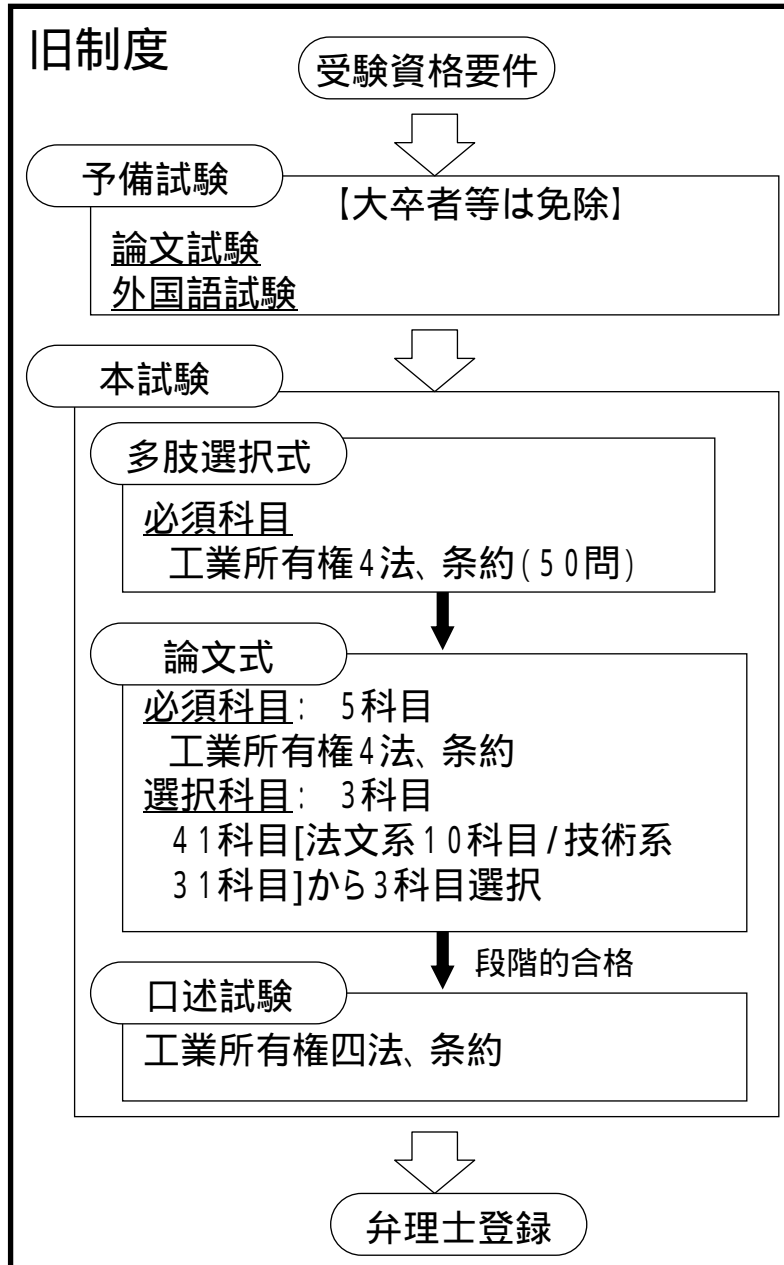
るものは、回避すべき参入障壁ではない。何故なら、ここで言う参入障壁と称されるものは、前述のように、専門サービスを適正に提供するという弁理士制度の機能が十分に果たされる状態を維持するために必要とされ、また、我が国の知的財産分野における国策の一環として求められている、弁理士の質の向上を、実効がある方策をもって効率良く図ることを目的としたものであるからである。そして、弁理士試験を通過した者であって免除者に該当しない者が、「登録前実務義務研修」を修了しないことは、当該弁理士試験を通過した者が、自らの意思で弁理士登録を望まないことに他ならない。即ち、ここで言う参入障壁とされるものは、その設置が合理的理由に裏付けられたものであって、回避すべき他の参入障壁とは全く異質のものであり、規制緩和の観点から認めるべきではないとする論には馴染まない。

- 14．以上よりして、毎年の弁理士試験合格者に少なくとも必要最小限の実務能力を具えさせ、それとともに既弁理士登録者の実務能力を増進させて、弁理士の質の向上を図るべく、弁理士制度に「登録前実務義務研修」と「定期的義務研修」とを一組のものとして導入する施策が、切に望まれるところである。

以上

【参考資料 4 - 1 - 1】

新旧弁理士試験制度



【参考資料 4 - 1 - 2】

年度別試験合格者数と登録者数

	合格者	年末 登録者	年末 未登録者	年末 未登録者 割合	年度末 登録者 (既抹消者含む)	年度末 未登録者	年度末 未登録者 割合	現在登録者 (既抹消者含む)	現在 未登録者	現在 未登録者 割合
平成 7 年度	116	69	47	41%	95	21	18%	116	0	0%
平成 8 年度	120	76	44	37%	96	24	20%	119	1	1%
平成 9 年度	135	75	60	44%	112	23	17%	135	0	0%
平成 1 0 年度	146	72	74	51%	117	29	20%	142	4	3%
平成 1 1 年度	211	123	88	42%	172	39	18%	208	3	1%
平成 1 2 年度	255	160	95	37%	200	55	22%	252	3	1%
平成 1 3 年度	315	195	120	38%	264	51	16%	305	10	3%
平成 1 4 年度	466	275	191	41%	365	101	22%	439	27	6%
平成 1 5 年度	550	319	231	42%	426	124	23%	512	38	7%
平成 1 6 年度	633	308	325	51%	456	177	28%	559	74	12%
平成 1 7 年度	711	340	371	52%	491	220	31%	564	147	21%

平成 1 8 年 6 月 3 0 日日本弁理士会調べ

【参考資料 4 - 2】

2．知的財産専門サービスの充実・強化

【1】知的財産専門サービスの量的拡大に向けた制度改革

弁理士試験制度改革による若く有為な人材・他部門専門家の参入促進

現状改革の方向性

- (4) なお、新たな弁理士試験の具体的実施方針については、学識経験者、法曹関係者、弁理士等で構成される弁理士審査会において早急に検討を行うべきである。その際、弁理士試験受験生に対して改正スケジュールを可能な限り明らかにし、その負担の軽減を図ることに留意すべきである。
- また、弁理士の大幅増員が質的低下を招かないように義務化を含めた研修機能の強化を行うべきであるとの意見もあるが、弁理士会の自主研修の強化、前述の開放的な研修ネットワークの整備等等弁理士の自己研鑽努力をサポートしうる環境整備を行った上で、今後、ユーザーニーズ、試験制度改革の影響等を十分踏まえて検討していくべきである。

工業所有権審議会知的財産専門サービス小委員会

知的財産専門サービス小委員会報告書 - 知的財産の戦略的活用に向けて -

(平成11年12月9日)より

【参考資料 4 - 3 - 1】

日本弁理士会研修所 研修コース一覧(平成17年度実績)

新人研修	前期:計28講座 計585名受講 後期:計20講座 計435名受講
会員研修	計23回 計2,722名受講
継続研修	計17日 計829名受講
地域研修	全国各地で計11回 計184名受講
基礎研修・実力養成研修	基礎研修:東京・大阪で各30時間 計84名受講 実力養成研修:東京・大阪で各18時間 計174名受講
能力担保研修	東京・大阪・名古屋で各45時間 計415名受講
倫理研修	計34回 計1,035名受講
先端技術研修	計4大学で実施 計129名受講
外部機関との合同研修	第二東京弁護士会との交流研修 計1回 対外研修会 計1回 愛知県・札幌弁護士会 計1回 大阪弁護士会 計1回 弁護士知財ネット 計1回

【参考資料 4 - 3 - 2】

新人研修の概要（変遷）

試験合格者の増大、地域在住会員に対する配慮から、e-ラーニングの導入(平成15年度から)を図っているが、講義内容をフォローするためのクラス制座学の開設などは、物理的にも予算的にも手当て不能になっている。

受講対象	研修	制度変更点	期間 [e- = eラーニング]	課目数	総科目数
平成13年度以前弁理士試験合格者	平成13年度以前実務総合研修会	(年1回の開催)	1月～3月(2ヶ月間)	62課目	計62課目
平成14年度弁理士試験合格者	平成14年度新人研修	前期と後期の2回開催した	2月～3月(1ヶ月間)	33課目	計53課目
	平成15年度新人継続研修		9月 (9日間)	20課目	
平成15年度弁理士試験合格者	平成15年度新人研修	東京のクラスを2クラスに分けた	2月～3月(1ヶ月間)	31課目	計51課目
	平成16年度新人継続研修	後期研修でe-ラーニング研修を一部導入した	座学 10月 (3日間)	5課目	
			e- 10月～12月(2ヶ月間)	15課目	
平成16年度弁理士試験合格者	平成16年度新人研修(前期)	前期研修でe-ラーニング研修を一部導入した/東京のクラスを8クラスに分けた	座学 1月～3月(8日間)	16課目	計50課目
			e- 1月～3月(2ヶ月間)	14課目	
	平成17年度新人研修(後期)	特に無し	座学 8月 (3日間)	5課目	
			e- 8月～10月(2ヶ月間)	15課目	
平成17年度弁理士試験合格者	平成18年新人研修(前期)	東京のクラスを4クラスに分けた 大阪のクラスを2クラスに分けた	座学 1月～3月(7日間)	14課目	計28課目
			e- 1月～3月(2ヶ月間)	14課目	

【参考資料 4 - 3 - 3】

倫理研修

平成 14 年に公布された改正弁理士法の施行に伴い、日本弁理士会会則第 58 条に規定する弁理士倫理に関する研修（最初の研修）を開始した。平成 16 年度からは、日本弁理士会会令第 55 条「倫理研修規則」第 4 条に規定する登録 5 年毎の倫理研修（5 年毎の継続研修）を開始した。（なお、弁理士となる資格をもって、弁理士登録の日前 1 年以内に、新人研修における倫理研修の科目を受講した会員は、最初の研修を受講したものとみなしている。）

年 度	研 修	課 目	開催地域	開催回数	受講者数	合 計
平成 13 年度	最初の研修	弁理士倫理	東京 / 大阪	1 回	270 名	270 名
平成 14 年度	最初の研修	弁理士倫理	東 京	5 回	2,277 名	3,046 名
			大 阪	2 回	491 名	
			名古屋	2 回	160 名	
			東北・北海道	1 回	30 名	
			北 陸	1 回	18 名	
			中国・四国	1 回	37 名	
			九 州	1 回	33 名	
平成 15 年度	最初の研修	弁理士倫理	東 京	5 回	1,539 名	1,788 名
			大 阪	2 回	190 名	
			名古屋	2 回	44 名	
			東北・北海道	1 回	6 名	
			中国・四国	1 回	4 名	
			九 州	1 回	5 名	
	最初の研修（ビデオ）	弁理士倫理	東 京	2 回	85 名	100 名
			大 阪	1 回	13 名	
			名古屋	1 回	2 名	
平成 16 年度	5 年毎の継続研修	弁理士倫理	東 京	5 回	459 名	637 名
			大 阪	3 回	125 名	
			名古屋	2 回	42 名	
			北 陸	1 回	3 名	
			中国・四国	1 回	2 名	
			九 州	1 回	6 名	
	最初の研修（ビデオ）	弁理士倫理	東 京	4 回	688 名	745 名
			大 阪	2 回	47 名	
			名古屋	1 回	4 名	
			中国・四国	1 回	2 名	
平成 17 年度 (H18.1.24現在)	5 年毎の継続研修	弁理士倫理	九 州	1 回	4 名	687 名
			東 京	8 回	524 名	
			大 阪	4 回	136 名	
			名古屋	1 回	20 名	
	最初の研修（ビデオ）	弁理士倫理	中国・四国	1 回	7 名	418 名
			東 京	3 回	276 名	
			大 阪	2 回	141 名	
			中国・四国	1 回	1 名	

平成18年1月24日現在 6,628名中461人未受講（含特例申請者）

【参考資料 4 - 3 - 4】

先端技術研修(平成14年度から導入)

近年のめざましい科学技術の進展に対応して、技術的創作である発明の発掘、権利化からその活用、紛争処理まで関与する会員の研鑽に資するため、会員の自発的な研修の環境を整える目的で大学に協力を依頼して開設したもの。

平成14年度	関東	青山学院大学	平成14年8月8日～9月27日	(計60時間、全20回)	95名	計720名
		慶応義塾大学	平成14年9月21日～平成15年1月18日	(計60時間、全15回)	107名	
		中央大学	平成14年10月5日～平成15年3月15日	(計60時間、全20回)	101名	
		日本大学	平成14年9月17日～12月19日	(計60時間、全20回)	140名	
		神奈川大学	平成14年10月24日～平成15年1月22日	(計60時間、全19回)	47名	
	近畿	立命館大学	平成14年9月27日～平成15年2月21日	(計60時間、全20回)	76名	
		関西大学	平成14年10月19日～平成15年1月25日	(計60時間、全12回)	86名	
	東海	愛知大学	平成14年10月4日～12月13日	(計60時間、全20回)	25名	
		名城大学	平成14年9月28日～12月14日	(計60時間、全10回)	43名	
平成15年度	関東	青山学院大学	平成15年8月19日～10月25日	(計60時間、全22回)	41名	計190名
		中央大学	平成15年9月27日～平成16年2月7日	(計60時間、全15回)	80名	
		神奈川大学	平成15年9月20日～11月22日	(計60時間、全10回)	19名	
	近畿	立命館大学	平成15年9月6日～平成16年2月7日	(計60時間、全22回)	39名	
	九州	福岡大学	平成15年11月8日～平成16年3月13日	(計60時間、全14回)	11名	
平成16年度	関東	中央大学	平成16年10月9日～平成17年2月19日	(計60時間、全16回)	56名	計94名
		神奈川大学	平成16年9月25日～11月27日	(計60時間、全10回)	19名	
	近畿	立命館大学	平成16年9月4日～平成17年2月18日	(計60時間、全21回)	19名	
平成17年度	東京	弁護士 村西 大作 氏	平成17年11月19日～平成18年2月18日	(計30時間、全10回)	54名	計84名
	大阪	弁護士 岩坪 哲氏	平成17年11月26日～平成18年2月25日		30名	
		弁護士 松本 好史 氏				

【参考資料 4 - 3 - 5】

自主研修(平成15年度から導入)

研修所における会員の自主的な研修企画の支援として、平成15年度から導入。一般会員が研修のテーマを設定(10人程度の参加が見込めること)して、研修所が、費用の補助、広報手段の提供、講師の推薦を行う形式の研修。

年 度	研究会
平成15年度 自主研修	1. 米国特許制度研究会(全13回) 2. ライセンス契約研究会(全9回) 3. ライセンス契約研究会(大阪)(全8回) 4. バイオ事例研究会(全9回) 5. INFOPAT(全14回) 6. 日米特許判決比較研究会(全4回) 7. 産学連携支援実務研究会(全2回) 8. 特定侵害訴訟国家対策ゼミ(全3回) 計 8 研究会 62 回開催
平成16年度 自主研修	1. 米国特許制度研究会(全13回) 2. ライセンス契約研究会(全2回) 3. ライセンス契約研究会(大阪)(全10回) 4. バイオ事例研究会(全9回) 5. INFOPAT(全17回) 6. 日米特許判決比較研究会(全8回) 7. 海外商標法及び周辺法研究会(全1回) 8. 特定侵害訴訟国家対策ゼミ(東京)(全12回) 9. 特定侵害訴訟国家対策ゼミ(大阪)(全14回) 計 9 研究会 86 回開催
平成17年度 自主研修 (2006年1月24日現在)	1. 米国特許制度研究会(5回) 2. ライセンス契約研究会(4回) 3. バイオ事例研究会(5回) 4. INFOPAT(8回) 5. 日米特許判決比較研究会(3回) 6. 産学連携支援実務研究会(0回) 7. 特定侵害訴訟国家対策ゼミ(東京)(18回) 8. 特定侵害訴訟国家対策ゼミ(大阪)(13回) 9. 特定侵害訴訟国家対策ゼミ(名古屋)(8回) 10. 海外商標法及び周辺法研究会(0回) 計 10 研究会 64 回開催

【参考資料 4 - 3 - 6】

民法・民事訴訟法に関する基礎研修(平成14年度から導入)

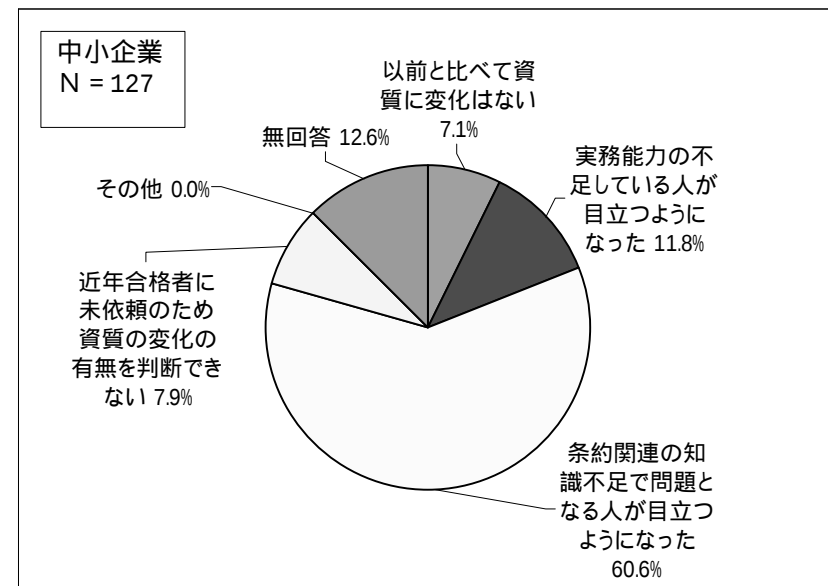
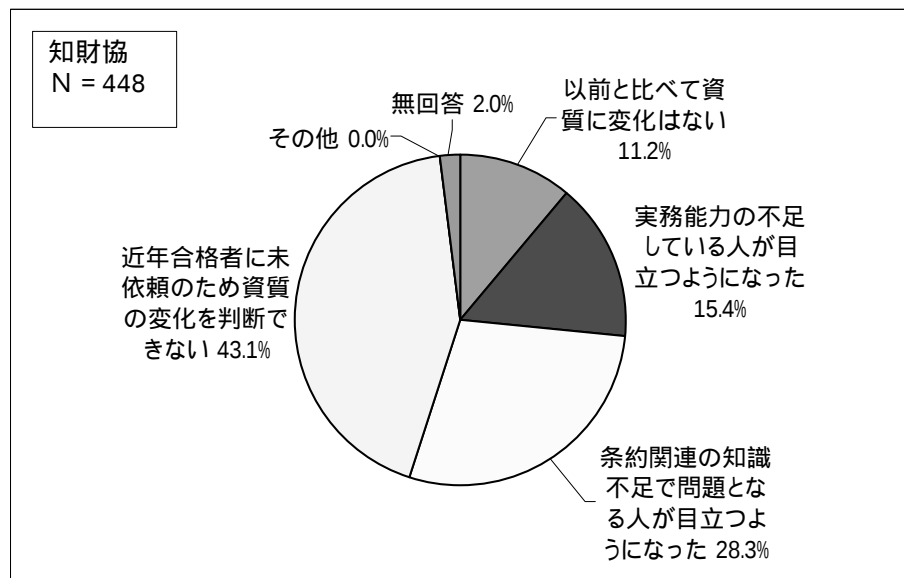
特定侵害訴訟代理のための能力担保研修受講に際して、民法民事訴訟法の素養を補う目的で、大学に協力依頼して開設した研修。

平成14年度	関東	青山学院大学	平成14年8月8日～9月27日	(計60時間、全20回)	95名	計720名
		慶応義塾大学	平成14年9月21日～平成15年1月18日	(計60時間、全15回)	107名	
		中央大学	平成14年10月5日～平成15年3月15日	(計60時間、全20回)	101名	
		日本大学	平成14年9月17日～12月19日	(計60時間、全20回)	140名	
		神奈川大学	平成14年10月24日～平成15年1月22日	(計60時間、全19回)	47名	
	近畿	立命館大学	平成14年9月27日～平成15年2月21日	(計60時間、全20回)	76名	
		関西大学	平成14年10月19日～平成15年1月25日	(計60時間、全12回)	86名	
	東海	愛知大学	平成14年10月4日～12月13日	(計60時間、全20回)	25名	
名城大学		平成14年9月28日～12月14日	(計60時間、全10回)	43名		
平成15年度	関東	青山学院大学	平成15年8月19日～10月25日	(計60時間、全22回)	41名	計190名
		中央大学	平成15年9月27日～平成16年2月7日	(計60時間、全15回)	80名	
		神奈川大学	平成15年9月20日～11月22日	(計60時間、全10回)	19名	
	近畿	立命館大学	平成15年9月6日～平成16年2月7日	(計60時間、全22回)	39名	
	九州	福岡大学	平成15年11月8日～平成16年3月13日	(計60時間、全14回)	11名	
平成16年度	関東	中央大学	平成16年10月9日～平成17年2月19日	(計60時間、全16回)	56名	計94名
		神奈川大学	平成16年9月25日～11月27日	(計60時間、全10回)	19名	
	近畿	立命館大学	平成16年9月4日～平成17年2月18日	(計60時間、全21回)	19名	
平成17年度	東京	弁護士 村西 大作 氏	平成17年11月19日～平成18年2月18日	(計30時間、全10回)	54名	計84名
	大阪	弁護士 岩坪 哲氏	平成17年11月26日～平成18年2月25日		30名	
		弁護士 松本 好史 氏				

【参考資料 4 - 4 - 1】

弁理士の実務能力不足に関するユーザの指摘

近年（平成14年頃以降）における弁理士試験合格者数の増加に伴い、質的充実が伴っていないのではないかという意見がありますがどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

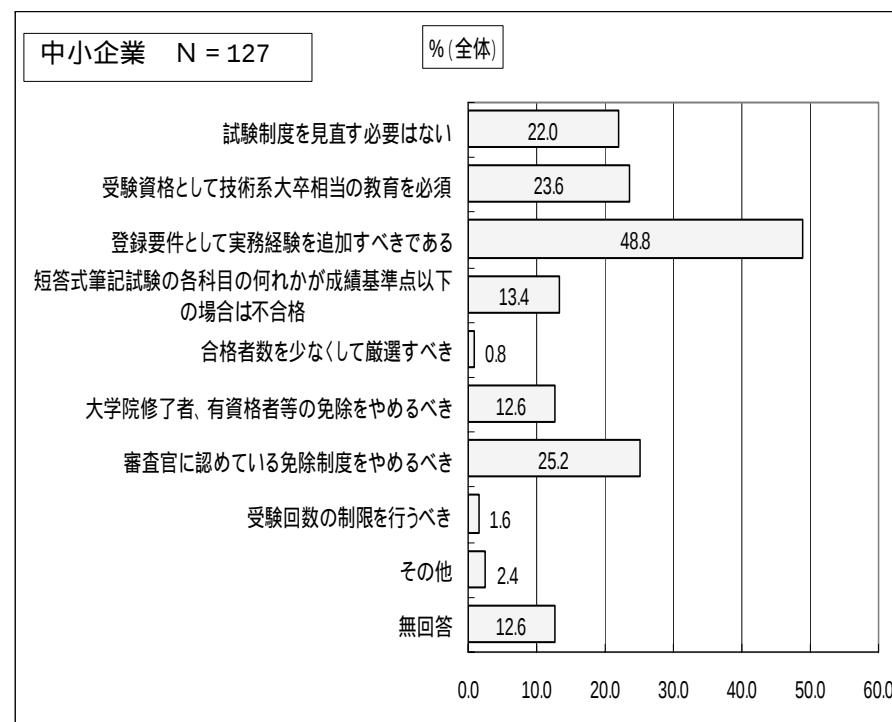
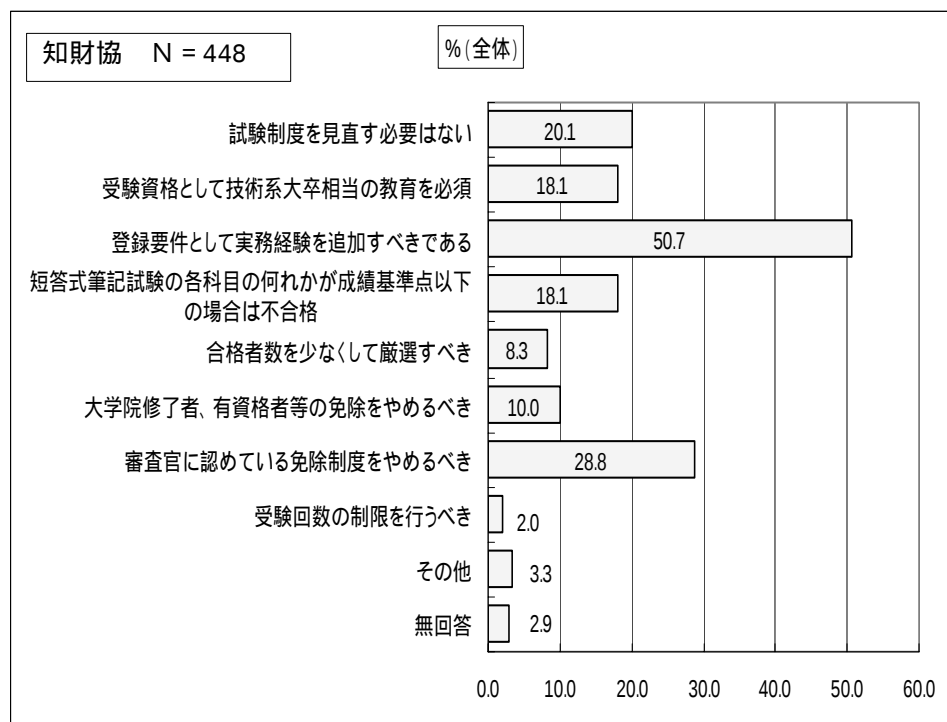


(財)知的財産研究所「弁理士制度の実態及び方向性に関するアンケート調査」より

【参考資料 4 - 4 - 2】

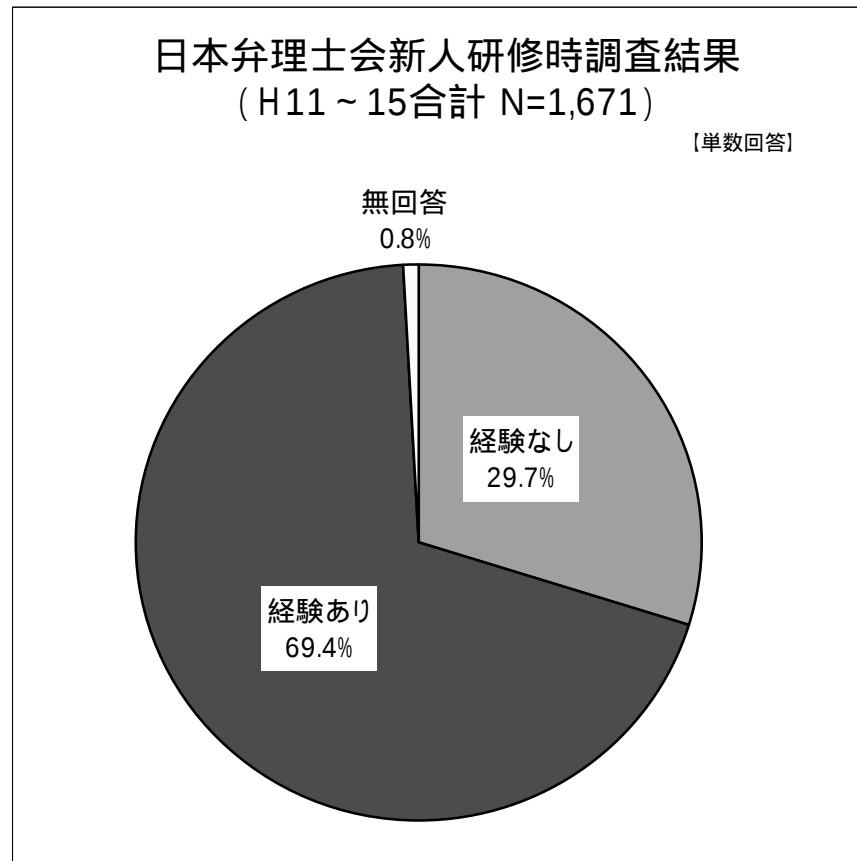
弁理士の実務能力向上を図る施策

弁理士の一定の資質を確保する観点から、弁理士試験制度を見直すべきと思われますか。
下記選択肢の中から当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○をつけてください。



【参考資料 4 - 4 - 3】

弁理士試験合格者における実務経験者の割合



【参考資料 4 - 5 - 1】

新人研修の受講率等

受講対象者	弁理士試験合格者数(A)	研 修	課目数	受講者数(B)(B/A)	修了者数(C)(C/B)	全課目受講者数(D)(D/B)
平成11年度 弁理士試験合格者	211名	平成 1 1 年度弁理士実務総合研修会	75課目	211名 (100%)	151名 (71.6%)	-
平成12年度 弁理士試験合格者	255名	平成 1 2 年度弁理士実務総合研修会	61課目	255名 (100%)	160名 (62.7%)	-
平成13年度 弁理士試験合格者	315名	平成 1 3 年度弁理士実務総合研修会	62課目	282名 (89.5%)	195名 (69.1%)	-
平成14年度 弁理士試験合格者	466名	平成 1 4 年度新人研修	33課目	378名 (81.1%)	288名 (76.2%)	57名 (15.1%)
		平成 1 5 年度新人継続研修	20課目	355名 (76.2%)	208名 (58.6%)	36名 (10.0%)
平成15年度 弁理士試験合格者	550名	平成 1 5 年度新人研修	31課目	476名 (86.5%)	315名 (66.2%)	46名 (9.7%)
		平成 1 6 年度新人継続研修	20課目	372名 (67.6%)	221名 (59.4%)	54名 (14.5%)
平成16年度 弁理士試験合格者	633名	平成 1 6 年度新人研修 (前期)	30課目	501名 (79.1%)	416名 (83.0%)	72名 (14.4%)
		平成 1 7 年度新人研修 (後期)	20課目	435名 (68.7%)	327名 (75.2%)	37名 (8.5%)
平成17年度 弁理士試験合格者	711名	平成 1 8 年 新人研修 (前期)	28課目	585名 (82.4%)	-	-
		平成 1 8 年 新人研修 (後期)	20課目	-		

* 平成17年度弁理士試験合格者を対象とした研修より、修了を前期と後期の通算（48課目）で判断することとした。

それに伴い、研修名を変更した。（平成 1 8 年 新人研修(前期、後期)）

【参考資料 4 - 5 - 2】

平成 1 8 年新人研修（前期）の課題提出率 （対象：平成 1 7 年度弁理士試験合格者）

受講者数 5 8 5 名（東京・大阪合計）

	課 目	提出数	提出率
1	情報・調査演習	283	48.4%
2	明細書作成演習「電気」	198	33.8%
3	明細書作成演習「機械」	224	38.3%
4	明細書作成演習「化学」	195	33.3%
5	審査対応実務演習「電気」	163	27.9%
6	審査対応実務演習「機械」	173	29.6%
7	審査対応実務演習「化学」	140	23.9%
8	意匠登録出願の実務	194	33.2%
9	審査対応実務演習（意匠）	186	31.8%
10	商標登録出願の実務	195	33.3%
11	審査対応実務演習（商標）	182	31.1%

総起案数	6,435件
総提出数	2,133件
提出率	33.1%

【参考資料 4 - 6】

第 5 章 人材の育成を国民意識の向上 4 . 各分野の知的財産人材を育成する

(1) 知的財産専門人材を育成する

弁理士の大幅な増員や資質の向上を図る

）2006 年度も、弁理士の大幅な増加を図る。その中で、経営や会計など企業の知財戦略に関連した分野にも明るい弁理士を増加させるよう、関係研修機関等の取組を促す。

(経済産業省)

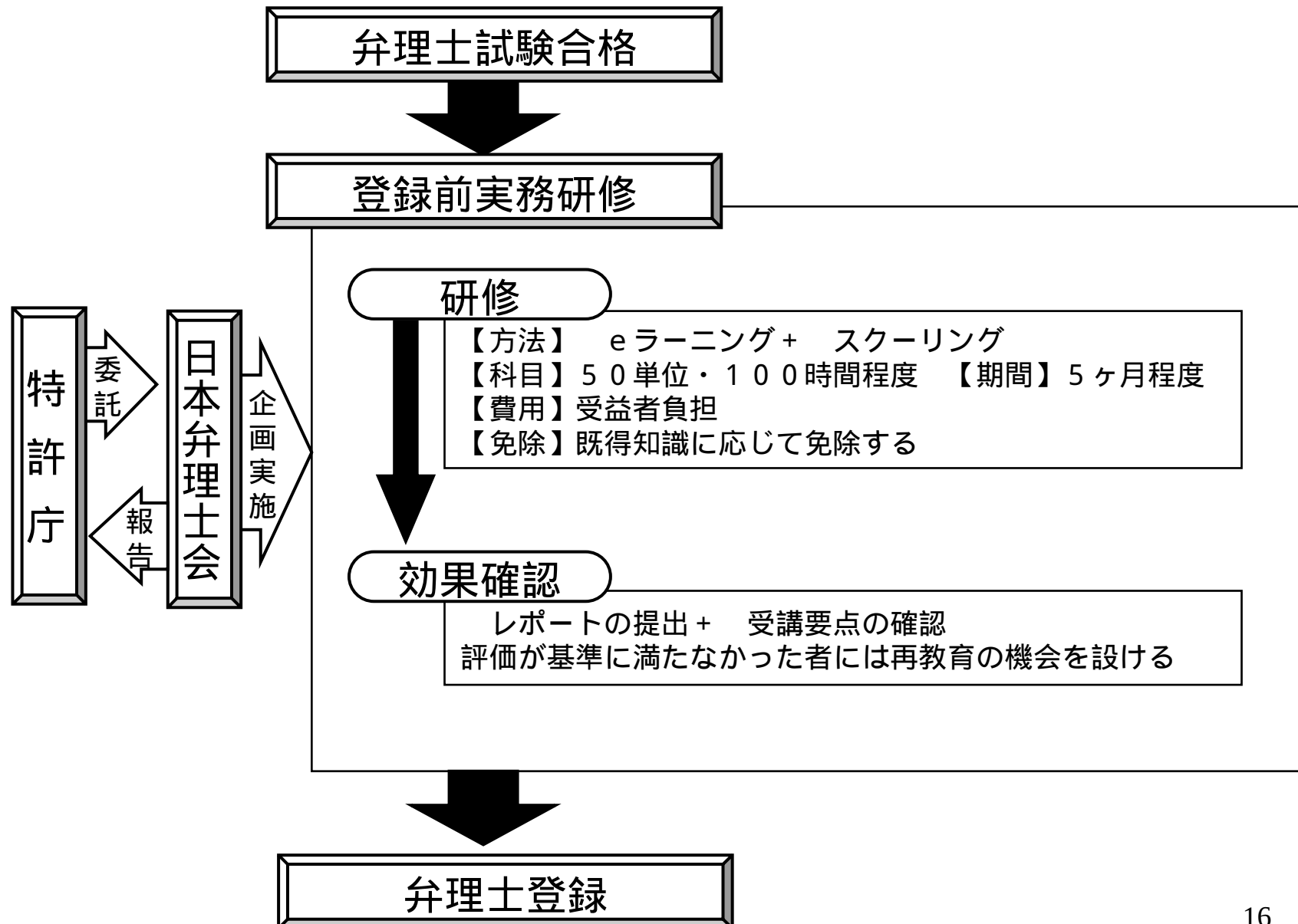
）「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」という弁理士法附則第 13 条の規定に基づき、2006 年度中に弁理士制度について検討を行い、必要に応じ弁理士法の改正法案を提出する。

(経済産業省)

）弁理士の資質の向上を図るため、基礎的な新人弁理士の研修や知財に関する国際制度・実例による研修など幅広い観点からの弁理士研修の充実のほか、弁理士試験合格者の実務能力を担保する方策、いわゆる付記弁理士のための研修等について、2006 年度も引き続き、日本弁理士会の取組を促すとともに、大学（法科大学院、知財専門職大学院）、工業所有権情報・研修館等を活用する。

(文部科学省、経済産業省)

【参考資料 4 - 7 - 1】 登録前実務義務研修の骨子



【参考資料 4 - 7 - 2】 定期的義務研修の骨子

